

資 料

（ 納税環境整備（国税関係） ）

目 次

・ 納税者の信頼確保に向けた基盤整備	1
・ 納税者の信頼確保に向けた主な施策	2
・ 国税電子申告システム（e-Tax）について	3
・ 国税の納付手段の多様化	4
・ 公売手続の円滑化	5
・ 投資事業組合から分配される利益に対する資料情報制度及び源泉徴収	6
・ 源泉徴収及び支払調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲	7
・ 土地の譲渡所得の2,000万円特別控除の適正化	8
・ 仮装隠蔽財産に係る相続税の配偶者控除	9
・ みなし相続財産に対する相続税の課税	10

納税者の信頼確保に向けた基盤整備

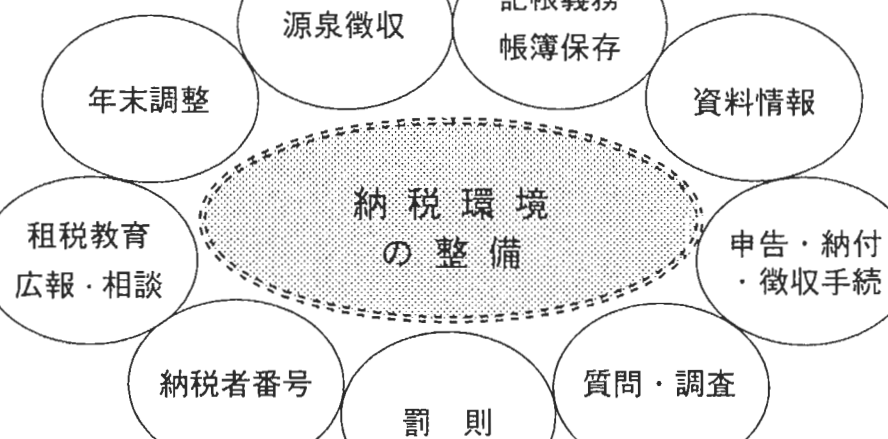
タックス・コンプライアンス (Tax Compliance: 税制への信頼と納税過程における法令遵守)

電子化・情報化

国際化

様々な要素 (例示)

各種手続きの効率化
納税コストの抑制
(コンプライアンス・コスト)



納税過程における法令遵守
適正・公平な課税の実現
(租税回避行為の防止)

課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

納税者の信頼確保に向けた主な施策

	主 な 施 策	備 考
昭和 56 年	・脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長 ・脱税に係る更正決定の期間制限の延長	・3 年 ⇒ 5 年 ・5 年 ⇒ 7 年
昭和 59 年	・白色申告者に対する記録保存制度及び記帳制度の創設 ・総収入金額報告書提出制度の創設（昭和 62 年拡充） ・官公署等への協力要請規定の創設（昭和 63 年等、平成 18 年拡充） ・過少申告加算税の割合の引上げ ・原告が行うべき証拠の申出に係る規定の整備	・所得金額 300 万円超の者を対象（記帳義務） ・総収入金額 3000 万円超の者を対象 ・一律 5% ⇒ 5%・10%
昭和 62 年	・過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の割合の引上げ	・一律 5% 引上げ
平成 8 年	・公益法人等の収支計算書の提出制度の創設	・収益事業を営まない年間収入 8000 万円超の公益法人等を対象
平成 9 年	・国外送金等調書提出制度の創設	・200 万円超の国外送金を対象
平成 10 年	・帳簿書類の電子データ保存制度の創設	・スキャナ保存への対応（平成 16 年拡充）
平成 15 年	・租税条約の規定に基づく情報収集制度の創設	・犯則調査への対応（平成 18 年拡充）
平成 16 年	・電子申告・電子納税の運用開始	
平成 17 年	・確定申告等の際の国民年金保険料の納付証明書の添付義務化	
平成 18 年	・相続税の物納制度の見直し（許可基準の明確化、審査期間の法定等） ・給与の源泉徴収票等の電子交付 ・郵便等により提出される書類の発信主義の適用範囲の拡大 ・無申告加算税及び不納付加算税の不適用制度の創設 ・無申告加算税の割合の引上げ ・更正の請求制度の拡充 ・他の税務署長等への徴収の引継ぎ制度の創設	・一律 15% ⇒ 15%・20%

国税電子申告システム(e-Tax)について

【主な論点】

1. 添付書類の取扱いについて

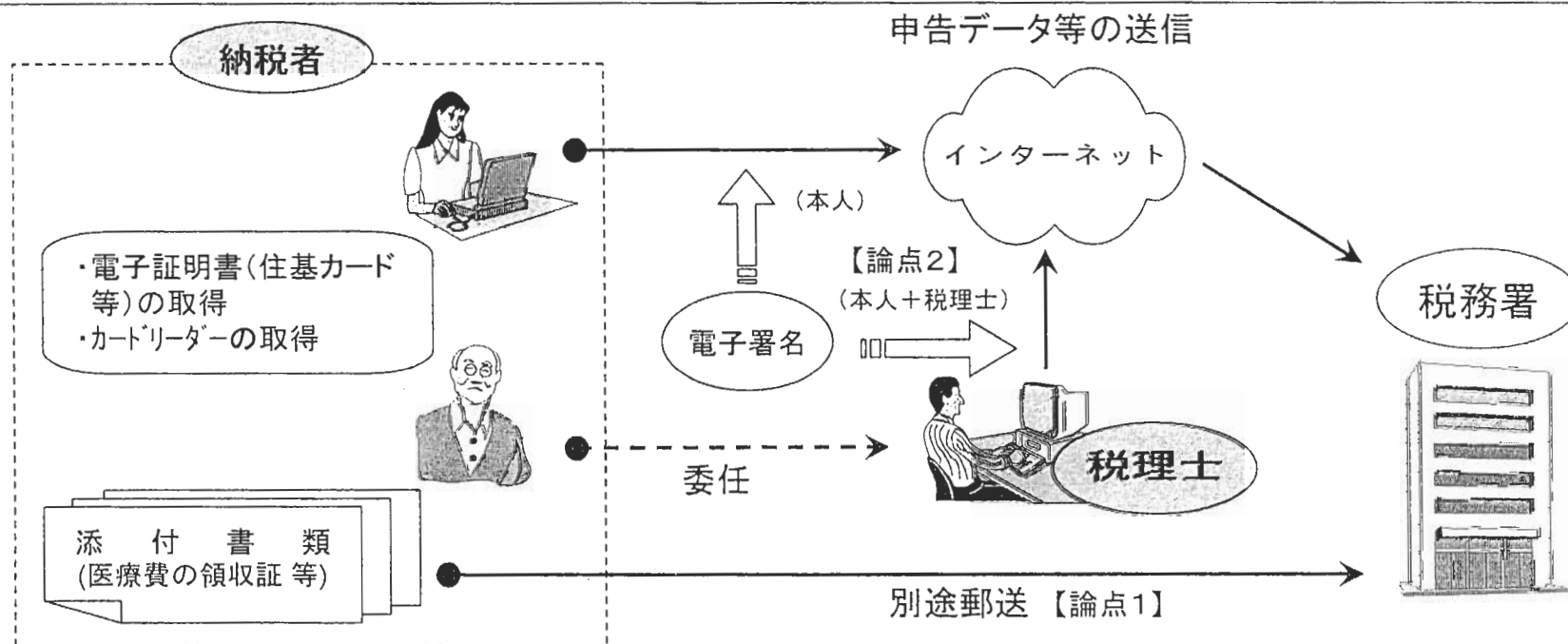
例) 医療費控除の適用を受ける場合の医療費の領収書について、郵送に代えて明細書の送信とすることができるか。

2. 電子署名の省略について

例) 税理士の代理送信の場合には、本人の電子署名が必要か。

3. その他

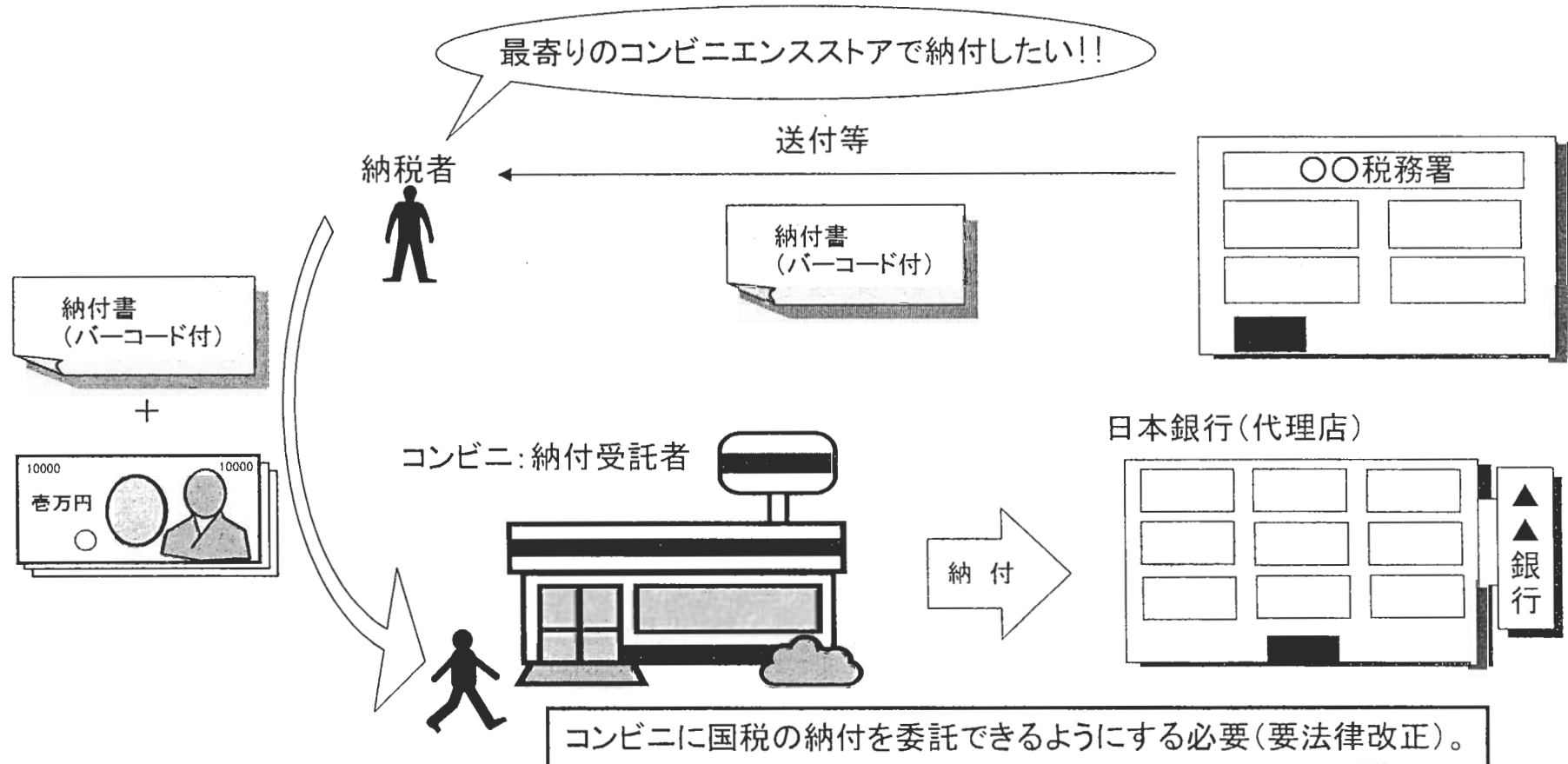
例) 電子証明書等(住基カード及びカードリーダー)の取得費用相当額に係る税額控除



(注) 政府のIT戦略本部がとりまとめた『重点計画－2006』においては、「世界一便利で効率的な電子行政ーオンライン申請率50%達成や簡素で効率的な政府の実現ー」とされている。

国税の納付手段の多様化

納税者利便の向上の観点から、新たな納付手段を検討。



〔参考〕現在の納付手段

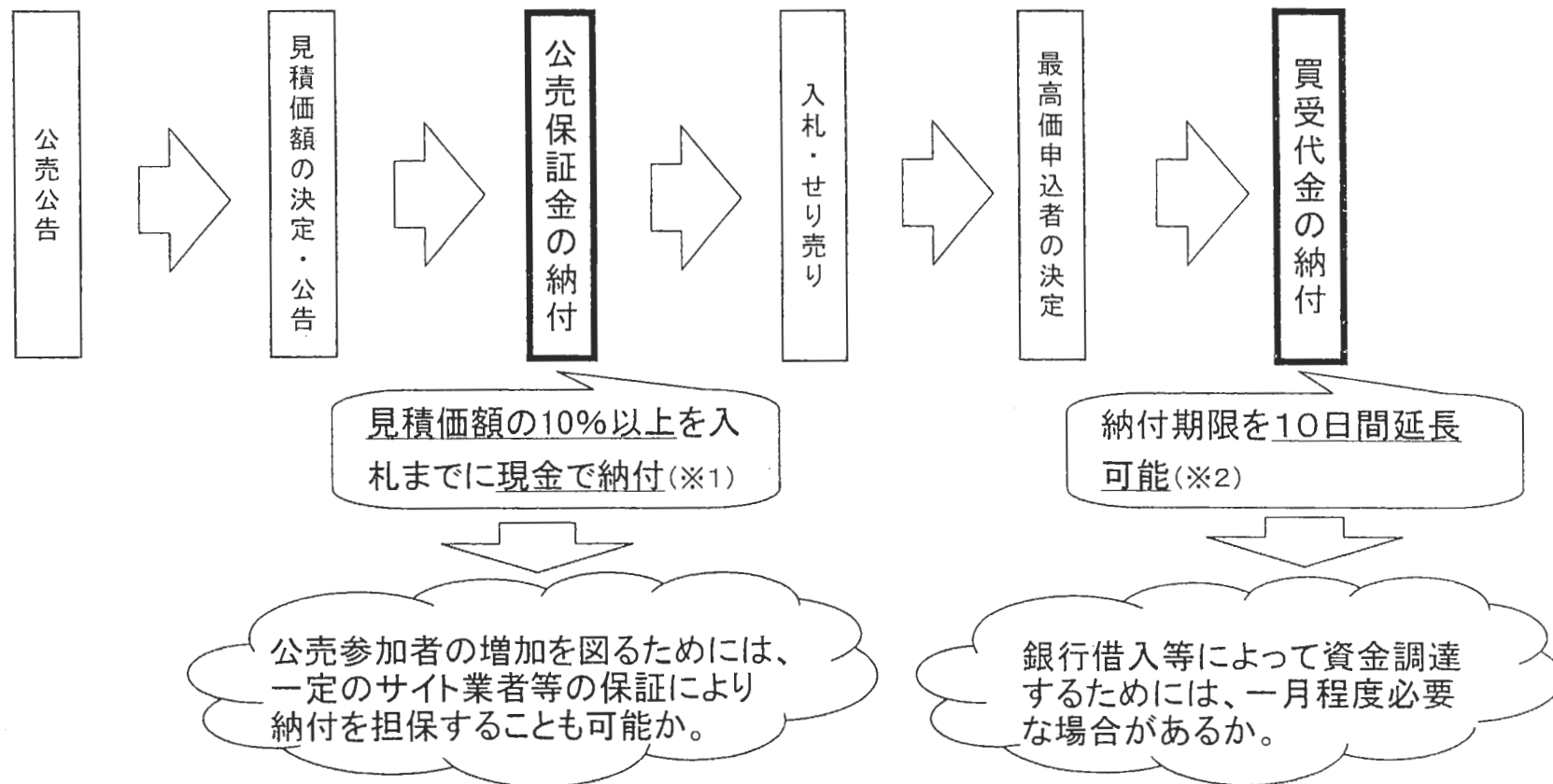
- ① 納付書を添えて銀行又は税務署の窓口で納付
- ② 振替納税(申告所得税・消費税及び地方消費税(個人事業者))
- ③ 電子納税(パソコン・携帯電話・ATM)

公売手続の円滑化

〔 公売とは、納税者に未納の国税があり、自主納付を促しても納付されない場合に、差し押さえた滞納者の財産を強制的に売却し、滞納税額に充てることをいう。 〕

納税者・利害関係者の利益に資する観点から、差し押さえた財産をより高く売却するため、公売参加者の増加を図る措置を検討。

※ 国税庁では、2007年6月ごろを目途にインターネット公売の実施に向けて取組中。



※1 見積価額が50万円を超える場合に限られる。

※2 買受代金の納付期限は、原則として売却決定の日である。

投資事業組合から分配される利益に対する資料情報制度及び源泉徴収

○ 資料情報制度は、適正な課税を確保するため、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付ける制度。

○・・・制度あり、×・・・制度なし

支払者	投資事業 有限責任組合	有限責任 事業組合	民法組合	匿名組合 (組合員が10人以上)	匿名組合 (組合員が10人未満)
資料情報制度の有無	×	○	×	○ (注)	×

(備考) 組合員が居住者又は内国法人の場合である。

(注) 事業者が10人以上の匿名組合員と締結している匿名組合契約に基づく利益の分配については源泉徴収の対象とされている。

源泉徴収及び支払調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

- ・ 近年、国際化の進展に伴い、企業・公的機関における通訳のニーズが高まっている。
- ・ しかしながら、通訳料は、現在、源泉徴収・支払調書制度の対象となっていない。

1. 原稿料、デザイン料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、翻訳料など

⇒通訳料は対象外

2. 弁護士、公認会計士、税理士等の報酬・料金

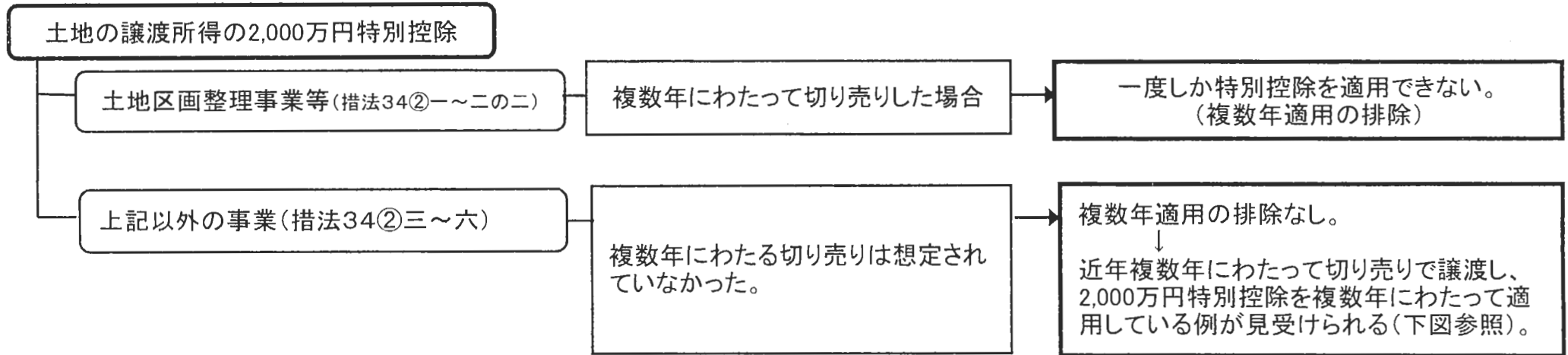
3. 外交員、集金人、プロ野球・プロサッカーの選手等の報酬・料金

4. 芸能、ラジオ放送及びテレビジョン放送の出演、演出等の報酬・料金 等

(注1) 上記報酬・料金のうち個人が支払うもの（給与等につき源泉徴収義務のある個人が支払うものを除く。）は、源泉徴収・支払調書制度の対象から除かれる。

(注2) 源泉徴収の対象としては、上記のほか、利子、配当、給与、退職金、公的年金、私的年金等がある。

土地の譲渡所得の2,000万円特別控除の適正化



(取得費: 1,000万円)

土地 X

a
b

同一の事業

ケース1

○ 土地Xを平成18年に一括して譲渡した場合
(売却金額: 6,000万円)

[平成18年分]

[6,000万円	－ 1,000万円	－ 2,000万円]	× 20%	= 600万円	}	税負担合計 600万円
取得費		特別控除	税率	税負担額		

ケース2

○ 土地Xを平成18年、平成19年に半分ずつaとbに切り売りでそれぞれ譲渡した場合
(売却金額: 各年3,000万円)

[平成18年分]

[3,000万円	－ 500万円	－ 2,000万円]	× 20%	= 100万円	}	税負担合計 200万円
取得費		特別控除	税率	税負担額		

[平成19年分]

[3,000万円	－ 500万円	－ 2,000万円]	× 20%	= 100万円	}	
取得費		特別控除	税率	税負担額		

(注) 所有期間は5年を超える土地の場合である。

仮装隠蔽財産に係る相続税の配偶者控除

- ・ 配偶者が仮装隠蔽した財産が判明した場合には、相続税の総額が増加



- ・ 各相続人(配偶者・子)の税額も増加
(仮装隠蔽財産を含めた各相続人の取得割合で按分して計算)



仮装隠蔽財産に伴い増加する配偶者の納付税額については、



I 配偶者が仮装隠蔽財産を取得する場合

配偶者控除は適用されないよう措置済み。

⇒ 仮装隠蔽財産に伴い増加した税額を納付



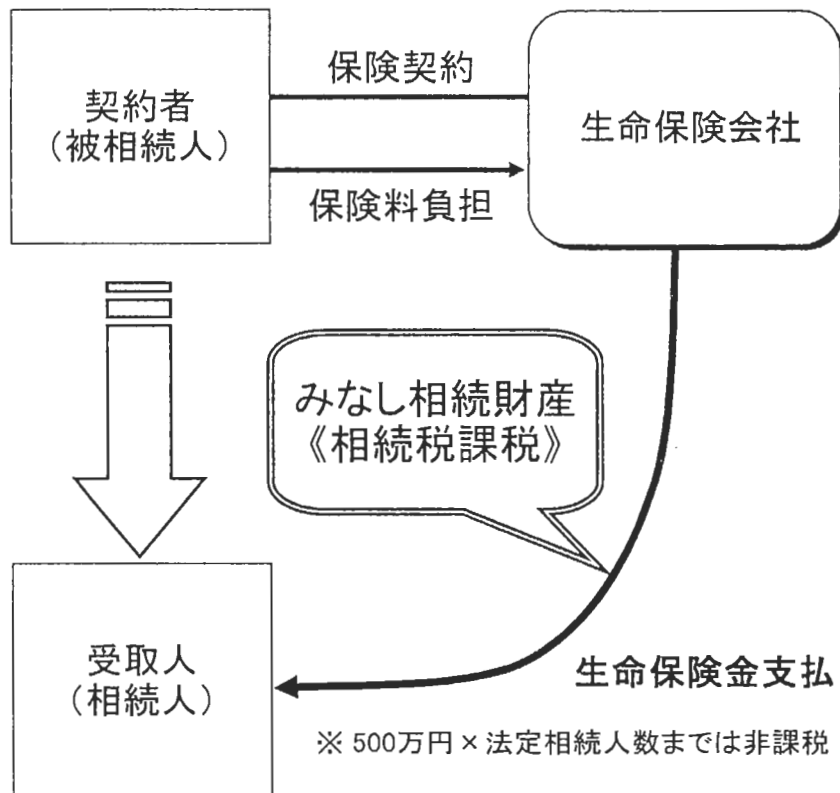
II 子が仮装隠蔽財産を取得する場合

現行法では、配偶者控除が適用される。

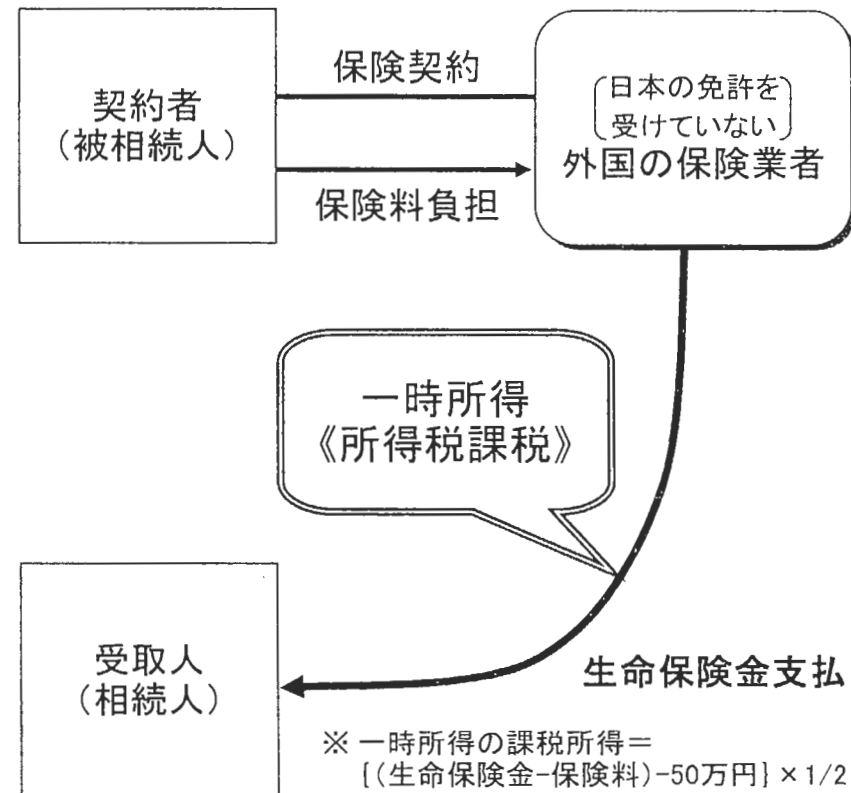
⇒ 仮装隠蔽財産に伴い増加した税額はあるが、
配偶者控除の適用により納付税額はゼロ

みなし相続財産に対する相続税の課税

○ 生命保険会社の場合



○ 外国の保険業者の場合



- (注) 1. 上記の課税関係は、保険料負担者、被保険者がともに被相続人の場合である。
2. 「生命保険会社」には、保険業法の免許を受けている外国生命保険会社等、少額短期保険業者を含む。
3. 「外国の保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者(わが国の保険業法の免許を受けている者を除く。)をいう。